

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社二隆建設
代表者及び住所 奈良県生駒郡斑鳩町稻葉車瀬1-15-1
2. 指名停止措置期間 : 令和7年12月12日から令和8年1月11日まで(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社二隆建設の元代表者は、令和7年2月26日付けで奈良簡易裁判所において刑法第208条(暴行)の罪により罰金刑が確定し、同日付けで刑の執行が終了した。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社二隆建設の元代表者が、暴行の罪により罰金刑を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号(不正又は不誠実)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)